

情報の電磁的な方法による提供について

仮想通貨交換業者は、お客様との間で仮想通貨交換業に係る取引を行うときには、あらかじめ、お客様に対して、「仮想通貨交換業者に対する内閣府令」第 16 条（仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認防止）及び第 17 条（利用者に対する情報の提供）に規定される情報を書面の交付その他の適切な方法により提供することが求められています。

当社では、当該情報提供をお客様に対して、原則として、電磁的な方法で実施させていただきます。電磁的な方法による提供とは、法令諸規則等によりお客様への提供が義務付けられている各種情報や書面等を、書面に代えて電気通信回線（インターネット）を介した電磁的な方法をもって提供することです。

【電磁的な方法をもって提供する法定情報】

- 取り扱う仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するための説明
 - 取り扱う仮想通貨は、本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
 - 取り扱う仮想通貨が、特定の者によりその価値を保証されていない場合は、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合は、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容
 - その他取り扱う仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認防止に関し参考となると認められる事項
- 当社の商号及び住所
- 当社が仮想通貨交換業者である旨及び仮想通貨交換業者としての登録番号
- 仮想通貨売買取引の内容
- 取り扱う仮想通貨の概要
- 取り扱う仮想通貨の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- その他、仮想通貨売買取引についてお客様の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- お客様の財産の管理方法（資金決済に関する法律第 63 条の 11 第 1 項）について、お客様の本邦通貨又は外国通貨の管理を行う銀行の商号及びお客様の仮想通貨の管理を行う者の氏名、商号又は名称
- お客様にお支払いいただく手数料若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
- お客様からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

- 仮想通貨売買取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合においては当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準又はこれらの計算方法
- 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在する場合は、当該機関の商号又は名称
- 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- お客様から金銭又は仮想通貨を受領したときにお客様に提供する次の情報；
 - 仮想通貨交換業者である当社の商号及び登録番号
 - お客様から受領した金銭の額又は仮想通貨の数量
 - 受領年月日
- 仮想通貨売買取引を継続的に又は反復して行われるお客様に対して、3 か月を超えない期間ごとに提供する次の情報；
 - お客様の取引の記録
 - 当社が管理するお客様の金銭の額及び仮想通貨の数量

【電磁的な方法の種類】

- お客様がお取引画面にログインした後、当社の指定する方法で、該当情報の記載事項を記録し、電気通信回線（インターネット）を通じてお客様の閲覧に供する方法
- お客様が当社にご登録頂いているメールアドレス宛てに、当社の指定する方法で、該当書面の記載事項を電気通信回線（インターネット）を通じてメール送信する事により、お客様に供する方法
- 閲覧ファイルに記録された記載事項を、当社の指定する方法で、電気通信回線（インターネット）を通じてお客様の閲覧に供する方法

【免責事項】

- 法律等の変更等何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した時には、当社は電磁的な方法ではなく既に電磁的に提供された情報も含めて紙媒体により提供等を行う場合があります。
- お客様が当社に届け出た住所または事務所の所在地に宛て、またはお客様のメールアドレスに宛て、当社よりなされた仮想通貨売買取引に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰す事由により延着し、または到達しなかった場合においても、通常到達すべき時に到着したものとします。